

2019年度 安全管理基本計画（中間報告）

安全スローガン（(株)静岡県電気工事協会進記事項）

『安全作業必携』に記載の店主・作業責任者・作業者の役割をそれぞれが果たし、
基本に忠実な作業で重大災害を撲滅する。

2019年度の安全管理は、この基本計画に基づき静岡県電気工事協会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、業務運営高度化に対応するため、作業災害（墜落・転落、感電災害）および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

(1) 基本事項の遵守の徹底

- 店主・作業責任者は、作業員に対して、作業内容と有資格者を明確にした作業分担、作業指示を確実に実行する。
- 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
- 安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業員に対する確実かつ継続的なフォローにより改善・定着状況を確認する。

(2) 業務運営高度化に係る対応

- 各電気引込工事センター直営班の施工能力を整備し、組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店ランク、各従事者ランクの技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
- 訓練主催者・パトロール者の意識改革（契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識）を図る。

3 具体的内容

(1) 諸施策の展開

実施事項	徹底内容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事者の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者は、作業員の従事者ランクを把握した上で資格範囲内の作業分担を指示し、作業中に置いて安全監視を徹底する。 ◆委託工事に従事する作業員に変更があった場合には、速やかに各電気引込工事センター、中電営業所へ届け出るとともに、職場OJTを通して、昇降柱訓練・教育訓練を受講し、作業レベルを確認する。
無墜落柱上安全帯の 確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（柱上作業）」、「訓練ブランニングシート」を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 *フルハーネス型への対応も含めて検討を実施する。(H2019.2より法施工) ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施（作業責任者、相番者の応答を含め）の徹底 ◆移動時、検電前における補助胴綱の確実使用の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（柱上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆アームタイバンド、弱電、メッセンジャーワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付時に 錯覚しやすい物等の装着禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底
低圧活線（接近）作業時における監督等の 作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全作業必携に記載の活線作業時における重点監視、安全呼称に対する応答、保護具・防具の取扱に関する指示の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練ブランニングシート」、災害事例を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子〔改良型〕（連合会推奨品）の積極的活用の徹底
高所作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆使用前の作業範囲規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練ブランニングシート、安全作業必携を活用したアウトリガーの確実な張出・固定・収納、輪止めの確実な使用、車両のギア（変速機）の中立状態確認の徹底 ◆高所作業車搭乗時の安全帯（胴綱）使用の徹底

1 基本計画について

「安全作業必携」等に定められている、安全衛生に関する基本事項および法令に照らした安全作業の定着状況を確認するため、昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールを実施している。再度、基本に立ち返り各々の役割（監督者、相番者、作業員）および目的を認識し、安全最優先の文化を醸成するための施策を以下のとおり実施した。

2 実施項目

(1) 基本事項の遵守の徹底について

- ・作業前TBMにて監督者は作業員に対する作業手順、分担はしている。しかし、防護取付範囲や危険ポイント等の詳細打合せが不足している。同じ現場は2つないことを監督者は自覚し、作業員に対する指導、助言は安全の確保に繋がることを周知し、下期の取り組みに活かしていく。
- ・昇降柱訓練および教育訓練は、各センターと中部電力㈱営業所と協調し、所定の回数、時間を確保している。また協力工事店のニーズに合わせた様々な取り組み（スマートメーター取付工事や保護具、防具の取扱い）を実施している。
- ・安全パトロールは各センターによって、実施回数、コメント等にはばらつきがある。中部電力㈱のパトロールと共同実施した際には、作業後に意見交換の場を設けて気付いた点や監督者、作業員の考えを確認し、是正していく。

(2) 協会組織見直しに着実な推進について

- ・各協力工事店の施工レベルに対する従事者ランク、工事店ランク毎の技能訓練を実施した。各センターが実施した詳細は以下の通り。

実施センター	実施日	対象ランク	実施内容
静岡センター			上期実施無し、下期に実施
清水センター	5/29~31	認定ランク教育（更新） ・29日：37名 ・30日：47名 ・31日：39名 総会社数：48社	・昇降柱訓練、機械式からスマートメーターへの取替 ・引込線3.2kV新設、計器取付 *認定ランク教育（補充・新規）は11月に実施予定
藤枝センター	4月	ステップアップ試験 ・引込a：4名 ・引込b：4名 ・計器：11名 ・監督：1名	・昇降柱訓練および引込幹線防護（技能維持） ・低圧絶縁シートの設置箇所・取付手順の確認 ・活線での計器取替
掛川センター	①6/5,6 ②6/12 ③6/13 ④7/17,18,8/21, 8/22,9/10,11	①S再認定技能維持訓練：6社、18名 ②店主安全教育：110社 ③委託安全推進会議 ④安全・監督能力向上教育講習会：195名	①昇降柱訓練（3名1組により引込線(22mm ²)の揚げ降ろし・監督、地上者の監督訓練含む） ②安全教育（災害事例紹介・KYT） ③安全パトロール（災害事例紹介） ④職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること
浜松センター	①4/2~4 ②8/26~28	①S認定試験 ・2日：10名 ・3日：10名 ・4日：10名 ②高圧計器教育および太陽光配線、低圧シート教育 ・26日：11名 ・27日：12名 ・28日：17名	①メッセンジャーワイヤーおよびメッセン吊引込の新設工事 ②高圧計器（通信端末）、VCT工事、高圧太陽光配線方法、引込支持点の低圧シート再取付

3 具体的内容

(1) 諸施策の展開について

実施事項	徹底内容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事者の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、作業責任者による有資格者の確認をした。 ◆従事者ランクに基づく引込・内線工事の付与を徹底させた。 ◆契約更改時に従事者ランクの進級、新規ランク取得者に対し漏れの無いよう教育訓練を実施した。
無墜落柱上安全帯の 確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、作業責任者に対し、作業員に基本動作を遵守させるよう指導徹底を図った。
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全教育（昇降柱訓練を含む）時に、災害事例集を基に、無墜落柱上安全帯の適正使用の徹底と使用状況、Dフック付近の道具類の有無を確認した。
検電の確実実施の徹底	
安全帯D環付近への本フック取付時に 錯覚しやすい物等の装着禁止の徹底	

公衆災害	柱上作業における作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の指示の徹底 ◆高所作業車（ブーム下含む）および柱直下のセフティーコーン・ブランチチェーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
	作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	
	法令遵守の徹底	◆労働安全衛生法等に規定されている法令について、安全教育用ビデオなどを活用し、「作業責任者の任務」の再確認と法遵守の重要性の徹底
	災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底

(2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施

- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回/毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
- ◆「安全作業必携」、「安全作業標準」、「訓練プランニングシート」および災害事例を活用した基本事項の徹底
- ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。（法令遵守の安全教育用ビデオの映写等）
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
- ◆従業員名簿による受講対象者（引込線・計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。
- ◆第35回引込および内線工事技能オリンピック大会出場選手への指導、教育を通して、次世代の人財育成を実施するとともに、以前の出場選手からの指導も教授して、技術継承と組織の活性化を図る。

(3) 安全パトロールの効果的な展開

- ◆年間目標回数を考慮した実施計画の策定【各電気引込工事センター2回/年実施（内1回は抜き打ち） 計10回】
 - *上記パトロールは中電との合同パトロールであり、直営班に対するパトロールは現行通り実施する。
- ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
- ◆安全パトロール指摘事項集約票を活用した指摘事項の定量的把握・分析
- ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
- ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
- ◆2019年度は、パトロールの最重要項目として「安全带・胴網の使用状況」「高所作業車の安全作業」「保護具・防具の使用」「作業責任者の指示・監視」を設定。また、通りすがり、抜き打ち（ブラインド）のパトロールを実施し、通常作業を確認する。日常の作業に隠れている災害の芽を摘む。
 - *最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。
- ◆安全パトロール者の育成
 - *県協会・各電気引込工事センターは、昇降柱訓練やオリンピック大会の練習、各種パトロールの同行指導により、安全パトロール者の育成を図る。
- ◆県協会の安全パトロール者と中電支社安全担当者との意見交換会の実施（2回/年）

(4) 業務運営高度化に係る対応

- ◆台風24号における中電の復旧応援を受けて、「非常災害復旧応援の手引」の改正と連絡体制の再整備
 - ◆季節ごとのタイムリーな災害周知を行い、類似災害発生時の未然防止
 - ◆工事店、各従事者ランクに応じた施工範囲の遵守
 - ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
 - *県協会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、中電は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。
- 以上

公衆災害	低圧活線（接近）作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆技能訓練およびパトロール時に一連の動作における安全ポイントを中部電力と協調して指導した。 ・補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所） ・安全呼称・応答の実施 ・移動時、検電前における補助胴網の確実使用 ・アームタイバンド、弱電、メッセンジャーワイヤー検電実施 ・昇柱梯子の固定方法と実施 ・保護具、防具の使用前点検を含めた確実使用と取付手順、防護範囲を確認した。 ・作業責任者による活線作業中の監視位置、作業者への確認、指摘ポイントの正確性
	梯子・脚立の確実な固定の徹底	◆パトロールにて監督者の重点監視が疎かになる場面が見受けられたため、その場で指導した。
	高所作業車の的確な使用の徹底	◆安全教育（昇降柱訓練を含め）時に、過去の災害事例を基に、高所作業車の適正な取扱いを周知し、アウトリガーの確実な張出・固定・収納、輪止めの確実な使用について確認、指導した。
	柱上作業における作業責任者の任務の徹底	◆パトロールにて、柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の実施を確認した。
	作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	◆教育訓練（昇降柱訓練を含め）およびパトロール時に安全必携による作業責任者の任務について確認した。
	法令遵守の徹底	◆パトロールにて、公衆保安の確保が適切に行われていることを確認した。
	災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	◆道路横断の引込線新設時、ガードマンの適正配置による通行止め作業が行われていることを確認した。
		◆安全教育資料などを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底を図った。
		◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底を図った。

(2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施について

- 昇降柱訓練・教育訓練の実施について、下記のとおり実施した。
 - ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は上記項目2の教育訓練にて実施した。
 - ◆「安全作業必携」、「作業手順書」、「訓練プランニングシート」、過去の災害事例を活用し、基本事項の徹底・作業手順確認を実施した。
 - ◆作業手順書・過去災害事例集を活用し、実現場作業に則した内容で上記項目2の教育訓練にて実施した。
 - ◆従事者名簿および認定書にて受講者のランクの確認を実施した。

(3) 安全パトロールの効果的な展開について

- ◆安全パトロールの実施結果は別紙参照。
- ◆安全パトロール票を活用し安全パトロールを実施し、内容についても作業状況および指導内容が明確に分かるように下記コメント欄に記載した。
- ◆安全パトロールの指摘事項について集約し、指摘事項の内容把握の分析を実施した。（別紙参照）
- ◆安全パトロール票は、指摘事項を集約して各センターから直営班に配布し、作業員全員への周知徹底と次回パトロール時に、作業員への意識・知識確認を実施した。
- ◆過去の災害について再周知するとともに、安全パトロールにおいて過去の災害に対し再発防止策等を実施するように指導した。
- ◆安全パトロールにおいて、パトロール者は特に重点項目に対し確認し、問題が確認された場合には作業を中断させてその場で指摘、指導を実施した。
- ◆従来のパトロールは留意された現場で行うのが常であり、通常の作業を確認出来ない。各センターが保有している施工予定表から、無作為でパトロールを実施し真の危険要因を洗い出し、災害の芽を摘んでいく。

(4) 業務運営高度化に係る対応

- ◆平成28年度から引込線点検改修伝票を受注しているが、各センターとも標準的な進捗となっている。引き続き施工をお願いしたい。
- ◆中部電力側の契約、しゅん工調査に関する電子化を迎え、申込、審査、工事、しゅん工、検査と各工程でまだ不具合な点が見受けられる。更なる組織の定着に向け、改善して欲しい点は中部電力側の担当部署に連絡し、協調して取り組んでいく。
- ◆昇柱訓練、安全教育を通じて、工事店、個人の技能ランクに応じた施工範囲の遵守するよう指導した。
- ◆各センター主導で技能訓練や安全パトロールを実施した。また、中部電力による安全パトロールで指摘事項・推奨事項をいただくことで、安全・品質の向上を図った。

以上